

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

以下の項目について、当社は次のような取り組みを推進します：

- ・ a. 企業間の連携：地域中小企業との連携を強化し、オープンイノベーションや事業承継支援に取り組みます。
- ・ d. グリーン化の取組：脱炭素を見据えた製造工程の見直し、省エネ設備導入の共同検討を進めます。
- ・ e. 健康経営の推進：健康経営に関する社内制度を整備し、取引先へのノウハウ共有を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を定めた「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型を用いた取引は行っておりません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は原則として現金払いとし、やむを得ず手形を利用する際は、60日以内の支払サイトとし、割引料等を下請事業者に負担させません。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

下請事業者に対し、短納期・急な仕様変更など不合理な負担を課さず、災害時や復旧期においても継続的な取引を配慮します。

令和7年7月13日

企業名：株式会社 モリンホールディングス

代表者：代表取締役 森本 宏樹